

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(無線局の種別及び定義) 第四条 「略」 「2 略」 3 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域」とする。		(無線局の種別及び定義) 第四条 「同上」 「2 同上」 「新設」	
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。